平成２９年（フ）第１１１号
広島県廿日市市大東５番23―402号
債務者　本荘佐代子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０号
広島県東広島市鏡山３丁目26番17号
債務者　田坂千佳子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
広島市安佐南区八木９丁目９番50―24号107
債務者　筒井　雅敏
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０号
広島市東区温品５丁目１番５号
債務者　竹本　敏治
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６２号
広島県廿日市市玖島3280番地
債務者　新家　憲代
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８号
愛媛県四国中央市金生町下分727番地１
債務者　谷　　茂
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２０号
福岡県田川郡川崎町大字田原461番地の１
債務者　梅木　彰治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２１号
福岡県田川郡大任町大字大行事3952番地１
債務者　高橋　睦子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１２５号
熊本市東区沼山津１丁目25番27号
債務者　中村かよこ
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
大分市牧上町４番５号
債務者　足立　俊治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
宮崎県都城市庄内町8680番地　市営町区団地41―２―16号
債務者　川崎　月子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第９号
鹿児島県枕崎市板敷本町12番地
債務者　原田　美和
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１１号
鹿児島県枕崎市日之出町78番地の１
債務者　新屋敷達也
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２６２１号
東京都杉並区高円寺南４丁目12―３―201
債務者　堀　信一郎
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６２２号
東京都杉並区高円寺南４丁目12―３―201
債務者　堀　　彩子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６５６号
東京都小金井市貫井南町４丁目11―39　ハイツかしの木Ｂ103
債務者　梶田　良行
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６６８号
埼玉県さいたま市南区大字太田窪1955―３―401
債務者　中谷　有紀
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部